

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定の期限の延長
(神戸市域交通圏)に係る審議(第1回)

1. 日 時

平成30年6月7日(木) 10時30分～11時10分

2. 場 所

国土交通省 2号館14階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

原田尚志(会長)、牧満(会長代理)

松田英三、河野康子、山田攝子

<国土交通省>

自動車局:金指旅客課長ほか

事案処理職員:運輸審議会審議室 石崎、柳瀬

4. 議事概要

○ 自動車局が一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定の期限の延長(神戸市域交通圏)の概要等について説明した。

○ 運輸審議会委員からは、

①日車営収や赤字車両数シェアについては、指定基準にぎりぎり該当している状態なので、3年間延長としつつも都市としてのポテンシャルを考慮すると、行政がしっかりフォローできれば早期解除もあり得るのではないか。早期解除に向けて、事業者は気を緩めることなく利用者満足を高めるような活性化策の取組を進めていただきたい。

②垂水区塩屋地区の乗合タクシーの取組とその成果如何。

等についての意見・質問があった。

これに対し、自動車局からは、

①行政と協働しながら乗合タクシー等を活用して地域を支えていこう、潜

在需要の高い観光産業に積極的に参画していこう、というように、この数年で事業者の意識が変化してきている。事業者は今後とも、気を緩めることなく活性化策に取り組む考え。

- ②塩屋地区は道路が狭く路線バスが運行できない地域であるため、乗合タクシーは、バスと競合することなく運行している。利用実績や利用者の意見を踏まえてダイヤ改正を行い、運行開始後現在までの平均利用者数は1日当たり62人となっている。

等の回答を得た。

- (注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。